

平成27年度「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

～「臨時福祉給付金」と併給できるようになりました～

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

この給付金を受け取るには、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村への申請が必要になります。対象となる方は、申請期間内に申請していただくようお願いします。

支給要件

- 支給対象者** 平成27年6月分の児童手当の受給者
※平成27年6月分の特例給付の受給者は支給対象者になりません。
 ※特例給付の受給者とは、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。

- 対象児童** 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童
 ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童及び生活保護制度の被保護者に当たる児童についても対象になります。

<注意点>

- ・平成27年6月1日から給付金の支給決定までの間に亡くなられた児童は対象外です。

- 支給額** 対象児童1人につき**3,000円**

- 支給時期** 平成27年10月以降順次（予定）

申請方法

- 申請先** : 宇美町役場 子育て支援課
 平成27年6月分の児童手当を宇美町から受給される方が対象です。

※上記以外の方で、DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童は、宇美町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

※公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が宇美町にある方が対象です。（勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください。）

- 申請期間** : 6月1日（月）～ 12月1日（火）

- 申請方法** : 6月上旬または中旬に、平成27年6月分の児童手当を宇美町で受給される方宛に用紙を郵送しますので、郵送または来庁により申請してください。

子育て世帯臨時特例給付金に関する申請・問い合わせ 子育て支援課 ☎934-2250

臨時福祉給付金については、詳細が決まり次第お知らせいたします。

臨時福祉給付金に関する問い合わせ 健康福祉課 ☎934-2278



給付金を装った「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

◆児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度について◆

	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当
概要	児童を養育する人に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度です。	離婚等によって、父（母）と生計を同じくしていない児童（父（母）が重度障がい者を含む）について、手当を支給することにより、母子・父子世帯等の生活の安定を図り、自立を促進する制度です。	精神または身体が障がいの状態（政令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当てを支給する制度です。
要件	国内に住所を有する（留学中の場合等を除く）中学校修了までの間にある児童を監護養育している人に支給されます。	18歳到達後最初の年度末までの間にある児童（障がい児については20歳未満）を監護している母（父）、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。 平成26年12月から児童扶養手当と公的年金給付等との併給ができるようになりました。必ず公的年金を申請していただき、「公的年金給付等の額」が「児童扶養手当の額」より下回る場合、その差額分を受給することができます。	精神、または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している人に支給されます。 ただし、対象児童が児童福祉施設等に入所している場合は受給できません。
月額	≪平成27年6月分≫ ○3歳未満（一律）15,000円 ○3歳以上小学校修了前（第1・第2子）10,000円（第3子以降）15,000円 ○中学生（一律）10,000円 ※養育する児童（満18歳以後の最初の3月31日までの間にある児童）のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。 ○特例給付（所得制限限度額以上）（一律）5,000円	≪平成27年4月分≫ ○全部支給 42,000円 ○一部支給 41,990円～9,910円 2人以上の児童を有する受給者に係る加算額については、第2子5,000円、第3子以降一人につき3,000円 ●所得が一定以上の場合には手当が支給されません。（所得制限限度額はそれぞれ違います。）	≪平成27年4月分≫ ○1級の方 51,100円 ○2級の方 34,030円
支給日	10月・2月・6月の10日	8月・12月・4月の11日	8月・11月・4月の11日
提現月届	6月	8月	8月
	支払日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の営業日に支給されます。		
	手当を受けている人は、毎年決まった月に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、「その年のその月分以降の手当の支給を受けることができるかどうか」を確認する大切な届です。提出がない場合、以降の手当が受給出来なくなりますので必ず提出してください。		

問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 ☎934-2250 健康福祉課 福祉係 ☎934-2278

児童手当 現況届について

★現況届とは

児童手当を受給している方は、6月中に「現況届」の提出が必要です。これは、6月1日現在における状況を届け、引き続き手当を受けることができるかどうかを確認するためのものです。提出がない場合、6月分以降の手当が受給できなくなりますので、必ず提出してください。また、平成24年6月分から、所得制限が導入されました。限度額を超える場合には、手当額が一律5千円（特例給付）になります。

★今年度も、「子育て世帯臨時特例給付金申請書」を兼ねます

今年度の現況届も、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書と兼用の用紙です。6月上旬または中旬に児童手当受給者宛に用紙を郵送します。必要な添付書類とともに郵送、または窓口へ提出してください。児童手当の現況届と子育て世帯臨時特例給付金の申請を同時に行ったことになります。

- 公務員の方の手続き方法**
- ① お勤め先に児童手当の現況届及び子育て世帯臨時特例給付金申請書（公務員用）を提出
 - ② お勤め先より証明済の子育て世帯臨時特例給付金申請書が交付される
 - ③ ②で交付された申請書等を役場子育て支援課へ申請する